

新食品表示制度に関する意見書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）及び健康増進法（平成14年法律第103号）の食品表示に関する規定を統合して、平成25年6月21日に新たに食品表示法が制定されました。この食品表示法には、用語の統一、栄養成分表示の義務化、是正措置等が盛り込まれていますが、詳細な規定等については、今後検討されることとなっています。

墨田区内の豆腐製造営業施設は、ほとんどが家族経営で対面販売が中心です。また、経営者は高齢化が進んでおり、後継者がいないため施設数は減少傾向にあります。

このような状況で新たな表示制度が導入された場合、包装資材の作り直し、印刷用プリンターの買替え等の費用負担が増大するほか、高齢化した経営者が新制度を理解して作業するには多大な負担となります。

また、食品表示法が施行されるに当たり、様々な問い合わせや相談が増加すると思われることから、相談窓口を一本化するとともに、一般消費者に対しての普及啓発活動を行う必要があります。

よって、墨田区議会は国会及び政府に対し、食品表示法の施行までの間において、十分な環境整備と経過措置を講ずるよう、下記事項の実施を強く要望します。

記

- 1 食品表示法の施行に当たり、栄養成分表示が義務化されるが、小規模な食品関連事業者が無理なく実施できるよう配慮した検討を行うこと。
- 2 食品表示法に規定されることを実施するに当たり、小規模な食品関連事業者の費用及び作業負担の軽減、さらには事業者支援を考慮した検討を行うこと。
- 3 一般消費者への普及啓発を実施するとともに、一つの相談窓口で対応ができるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成25年9月30日

墨田区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
消費者庁長官

）あて